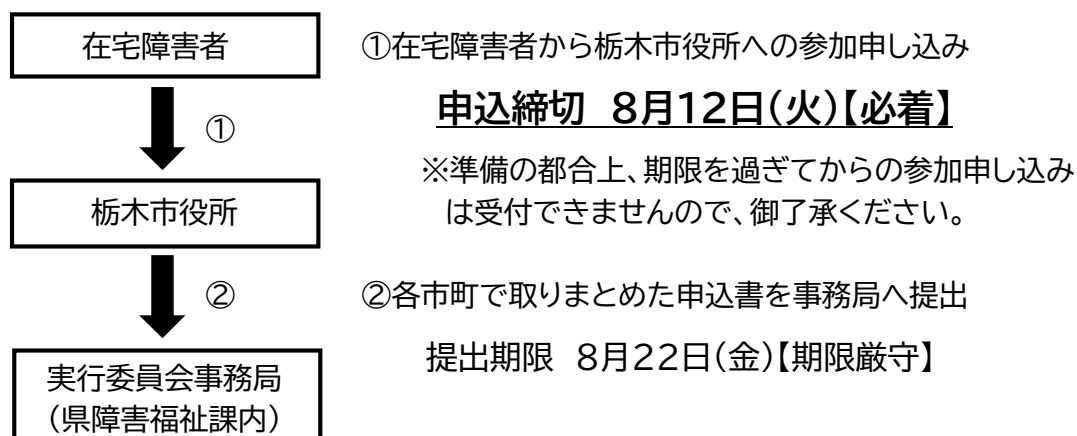


第 28 回栃木県障害者文化祭 募集要領【在宅者用】

【1】参加申込手続きの流れ



【2】申込書の提出方法

- (1)「作品展示」「芸能発表」の2つのイベントがあります。各イベントの説明をよく読み、参加を希望するイベント全てについて、別紙『参加申込書』の必要事項を記入してください。

荒天又は感染症の流行などその他の都合により、**開催内容の変更・中止の可能性**がありますので御了承ください。

- (2) (1)で記入した申込書を**FAX**または**郵送**のどちらかで次の申込先に送付してください。

申込先

〔FAX〕0282-21-2682 添書不要(申込書のみ送付願います)

※送信後は確認のため「0282-21-2203 栃木市障がい福祉課」まで
 電話連絡をお願いします。

〔郵 送〕〒328-8686 栃木市万町 9-25

栃木市障がい福祉課障がい福祉係 宛て

- (3)各イベントに関する問い合わせは、各イベント事務局宛てに御連絡ください。

1 作品展示

- (1) 日時（時間は変更になる場合があります）

11月1日(土) 10:00～15:00

- (2) 会場

わかくさアリーナ(宇都宮市若草1-10-6)

※アリーナ内の位置については、抽選会を行い決定します。

- (3) 応募規定

- ① 作品の種類・点数(障害をお持ちの方の作品に限ります)

絵画の部	油彩画、水彩画、版画など
工芸の部	金属、木、染織、漆、七宝、人形、その他の手工芸品
書道の部	半紙、掛け軸、色紙など
写真の部	カラー、モノクロ作品など
文芸の部	詩、短歌、俳句、川柳など

・部門に限らず、一人1点としてください。※施設紹介等のパネル展示不可

- ② 展示スペース・展示方法

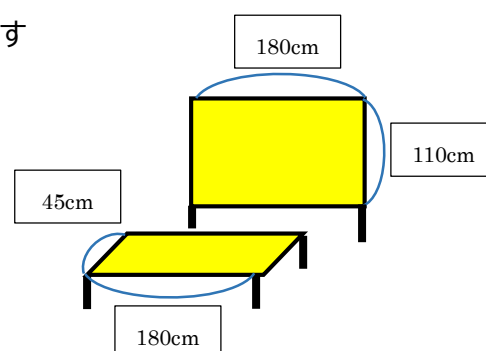
・事務局が指示した場所への展示をお願いします

※通路には置かないようにお願いします。

展示面積

パネル(たて 110cm×よこ 180cm)

机 (たて 45cm×よこ 180cm)



・栃木市で、1スペースに限ります。

・申込多数の場合は、展示スペースを縮小することもあります。

・展示場所や方法等についての異議は受理いたしません。

- ③ 作品の搬入・搬出

在宅障害者から
栃木市役所への
作品搬入

〔搬入期間〕 10月27(月)～29日(水) 9:00～17:00

〔搬入先〕 栃木市役所 2階 2A-6 窓口 障がい福祉課

※上記日時に搬入できない方は、応募を断らせていただきます。

市町担当者の作品
搬入・飾り付け

〔搬入日時〕 10月31日(金) 14:00～17:00

〔搬入先〕 わかくさアリーナ

市町担当者の作品
搬出

〔搬出日時〕 11月1日(土) 15:15～16:30

栃木市役所へ
在宅障害者の
作品受け取り

〔受け取り期間〕 11月4(火)～7日(金) 9:00～17:00

〔受け取り先〕 栃木市役所 2階 2A-6 窓口 障がい福祉課
※必ず上記日時内にお受け取りにお越してください。

④ その他(注意事項等)

- ア 出展希望者がいる場合は、市町ごとに出展希望者数等を取りまとめの上、申込書を提出します。
- イ 参加申込書受付後、事務局から出品票を送付いたしますので、必要事項を記入し作品に添付の上搬入してください。出品票送付時、作品の搬入・搬出方法等について詳細をお知らせしますので、市町とりまとめ担当者におかれましては、御参照くださるようお願いいたします。
- ウ 応募作品は十分に注意して展示・保管いたしますが、やむを得ない事故等に対しては責任を負いかねますので御了承願います。
- エ 作品の著作権は作者に帰属しますが、主催者が広報や図録作成等に必要な場合には使用することができるものとします。
- オ 作品は、応募規定内であっても、事務局が危険であると判断した場合には搬入時に受付をお断りすることがあります。

(4) 問い合わせ先(作品展示部門事務局)

栃木県社会福祉協議会 施設福祉課 担当 橋本
〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6(とちぎ福祉プラザ内)
電話 028-622-0051 FAX 028-621-5298

2 芸能発表

- (1) 発表日時（時間に変更になる場合があります）

11月1日(土) 10:00～12:00 13:00～15:00

- (2) 会場

とちぎ福祉プラザ 1階 多目的ホール（宇都宮市若草1-10-6）

- (3) 応募規定

① 演目

音楽の部	合唱、楽器演奏など
ダンスの部	ダンスパフォーマンスなど
その他	演劇、演舞など

② 発表時間など

- (1) 演目披露は、舞台入場から退場まで8分以内でお願いします。
- (2) 同法人から複数の施設が参加する場合、合同での発表または、合わせて8分以内でお願いします。なお、8分以内であれば、複数の演目を発表することは可能です。
- (3) 出演順は、事務局にて調整いたします。

③ 説明会について（→栃木市の職員が出席します）

- (1) 出演団体(施設・事業所・医療機関・市町・学校)の担当者を対象とした、「芸能部門担当者打合せ会」及び「ヒアリング」を実施しますので、必ず出席して下さい。開催通知は、出演が決定した団体に9月中旬までに送付しますので、届いていない場合は、事務局までご連絡をお願いします。

④ 控室の利用について

- (1) 控室の利用を希望する場合の利用時間は、原則として、演目発表30分前から発表終了後30分以内となります。ただし、出演団体の数によっては、控室の利用時間が短くなる場合があります。
- (2) 控室の室数には限りがありますので、利用時間等は厳守して下さい。

⑤ その他

- (1) 申込多数により、出演する団体を事務局において調整する場合がありますので、予めご承知おき下さい。
- (2) 出演団体の荷物の搬入及び搬出については、事務局が指定した日時に行って下さい。
- (3) 応募規定についてご理解いただけない場合は、参加についてご遠慮下さい。
- (4) その他、事務局からの指示や追加連絡事項があった場合は、ご協力をお願いします。

- (4) 問い合わせ先(芸能発表部門事務局)

栃木県社会福祉協議会 施設福祉課 担当 尾高
〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6(とちぎ福祉プラザ内)
電話 028-622-0051 FAX 028-621-5298